

日本図書館協会 図書館経営委員会
専門職員認定制度特別検討チーム(第三次)報告

2005年2月

目次

< 審議の経過 >

1. 会議開催記録	1
2. その他の活動	1
3. 第三次検討チームメンバー	2

< 報告 >

1. 2004 年度の活動の総括	3
2. 特別検討チーム（第三次）報告の概要	3
3. 上級司書（仮称）認定事業準備室について	5
4. 認定事業発足までのタイムスケジュール	6
5. 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム(第二次) 報告に関するパブリックコメント	7

< 別紙 1 > 上級司書（仮称）認定事業準備室の設置について（案）	8
------------------------------------	---

< 別紙 2 > パブリックコメントへの回答	9
------------------------	---

< 別紙 3 > 「都道府県職員のための図書館研修セミナー」	14
--------------------------------	----

< 審議の経過 >

1. 会議開催記録

第1回会議(2004年3月24日(水)19:00 - 日本図書館協会会館 501 会議室)

- チームメンバーの確認と補充の検討
- 今期チームの検討すべき内容、最終報告までのスケジュールの確認

第2回会議(2004年4月17日(土)14:00 - 日本図書館協会会館 501 会議室)

- 大石豊氏(千葉県立西部図書館)、関口裕子氏(群馬県立図書館)の両氏が新たに検討メンバーに加わる
- 報告書の内容検討

第3回会議(2004年6月7日(月)10:30 - 日本図書館協会会館 502 会議室)

- 「パブリックコメント」回答の内容検討
- 「Q&A」の内容検討
- 「都道府県職員のための図書館研修セミナー」打ち合わせ

第4回会議(2004年7月12日(月)10:30 - 日本図書館協会会館 502 会議室)

- 「パブリックコメント」回答の内容検討
- 「都道府県職員のための図書館研修セミナー」打ち合わせ

第5回会議(2004年8月2日(月)14:00 - 日本図書館協会会館 502 会議室)

- 「図書館大会」について(報告)
- 「パブリックコメント」回答の内容検討
- 第三次報告書作成のための具体的検討

第6回会議(2004年12月18日(土)16:00 - 慶應義塾大学三田キャンパス文学部会議室)

- 常務理事会での検討内容の報告
- 今後のスケジュール確認
- 報告書の執筆分担

第7回会議(2005年1月15日(土)17:00 - 慶應義塾大学三田キャンパス文学部会議室)

- 報告書原稿の内容について確認、検討

2. その他の活動

a. 地方自治体行政職へのヒアリング(2004年5月21日(金)15:00 - 神奈川県庁)

- 横田和浩氏(神奈川県労務担当部長、前神奈川県立図書館長)に第二次報告書の概要と専門職認定制度の趣旨を説明し、有効性について意見聴取
- 認定制度への申請を奨励するための方策について情報収集

b. 「都道府県職員のための図書館研修セミナー」開催(2004年7月16日(金)10:30 - 日本

図書館協会会館研修室)

3. 第三次検討チームメンバー

系賀雅児(慶應義塾大学、常務理事)

大石 豊(千葉県立西部図書館)

大谷康晴(青山学院女子短期大学)

鈴木正紀(文教大学越谷図書館)

関口裕子(群馬県立図書館)

前村安範(練馬区立光が丘図書館)

< 報告 >

1. 2004 年度の活動の総括

前々年度（第一次）前年度（第二次）に引き続き、検討チームのメンバーを若干補充したうえで、認定制度の本格実施に向けた諸活動を行った。年度当初に予定していた課題は、次の 6 項目であった。

- 1) 報告書（第二次）への意見（パブリックコメント）募集
- 2) 研修ポイント・システムの詳細、上級司書（仮称）審査会の機能等、本格実施に向けた制度の検討
- 3) 都道府県職員を対象に「専門職認定制度」の普及を図るセミナーの開催
- 4) 「上級司書（仮称）審査準備室」の設置、事務局体制の確立
- 5) 研修ポイント認定作業の試行
- 6) 全国図書館大会分科会での討議

これらのうち、当初の予定通りにほぼ活動できたのは、1) 2) 3) 6) である。また、パブリックコメントへの対応とあわせて、2004 年 2 月及び 5 月に開催された理事会ならびに 3 月及び 5 月に開催された評議員会で出された複数の意見にも対処すべく検討チームにおいて協議した。さらには、評議員会で出された意見をもとに、地方自治体行政職へのヒアリングの機会を設け、認定制度における一部の懸案事項について確認を行った。

こうした活動を柱に、先の年度当初に予定していた課題の 4) にある「上級司書（仮称）審査準備室」の設置を、8 月常務理事会に提案したが、“事務局体制が整うまで時間が必要”との判断から、残念ながら「準備室」の今年度設置にはいたらなかった。そのため、上記課題の 4) ならびに 5) について、検討チームでの作業は行われていない。

したがって、今年度（第三次）の報告の趣旨は、前年度（第二次）報告書からそれほど大きく変わるものではない。しかしながら、常務理事会での指摘をうけて、認定制度実施までのタイムスケジュールを具体的に示したり、「準備室」の設置趣旨を明らかにしたりといった作業は、前年度までになかったことであり、これらを付加したものが今年度の報告内容となっている。

2. 特別検討チーム（第三次）報告の概要

- a. 一昨年度の第一次報告では、認定制度の特徴として次のようにまとめられている。
 - (社)日本図書館協会が公立図書館員を対象に認定する
 - 現在及び / あるいは将来において、公立図書館経営の中核を担う、高度な専門性を有することを認定する
 - したがって、図書館経営の中核としての職務が通常は想定されない、非常勤職員、派遣職員等の非正規職員は、認定の対象とはならない
 - 申請にあたっては、司書資格取得後、図書館現場での一定の実務経験を必要とする
 - 体系的な研修を受講することを要件とする
 - 生涯有効なものではなく、一定の期間の後必要な研修、社会的活動、研究活動等を経

て更新することを条件とする

- 原則として、図書館実務経験 10 年以上、日図協主催の研修事業 LIST 2 修了、20000 字（400 字詰め原稿用紙 50 枚）程度のオリジナル論文執筆、の 3 点を要件とし、自己申請しなければならない。

b. 前年度の第二次報告では、これらに加えて次のような特徴を備えた認定制度を提案している。（この項における報告書とは、第二次報告を指す。）

- 当面 LIST 2 は日図協会館のみで開催される（その前提となる LIST 1 も同様）ので、地方在住者への配慮が必要となる。そのため、司書が受講しうる大部分の研修をポイント化し、LIST 2（および LIST 1）に相当する研修ポイントを取得していれば、申請できるようにした。（報告書 p. 8~9 参照）
- 一度認定を受けたのち 5 年以内に更新の手続きをとらなければ、失効することは第一次報告のとおりである。更新のためには、新たな研修ポイントの取得（input）が必要となる。（報告書 p. 12 参照）その場合、各種研修での講師もしくは図書館振興・普及のための社会的活動（output）も必須とした。
- 上級司書のあるべき姿の一部として、「最新の知識の習得に不断に努める」「図書館界の動向に絶えず関心を持つ」を挙げ（報告書 p. 7 参照）そうした姿を検証するものとして課題小論文を提出させることにした。（報告書 p. 10 参照）
- 日図協内に 5 名から成る「上級司書審査会」を設置し、これが申請者 1 名に対し 3 名から成る「審査チーム」を指名する。この「審査チーム」が個々の申請者について上級司書にふさわしいかどうかの審査をすることとした。（報告書 p. 11 参照）
- 「審査チーム」の審査結果を受けて「上級司書審査会」は、当該申請者への推薦を申請者の所属する地方公共団体の首長もしくは任命権者に依頼することとした。
- 2005 年度に認定制度を開始することとし、そのための経過措置についても検討した。（報告書 p. 15 参照）前年度からの事務局および「上級司書審査会」の準備作業、ならびに日本図書館協会としての全体的な取組みが必要となることも指摘した。（報告書 p. 14 参照）

c. 今年度においてもこれまでと同様の特徴を備えた認定制度を提案するが、以下の項目を付け加える。

- 2005 年度の制度開始を目指し、具体的な実施案「上級司書（仮称）認定事業準備室の設置について（案）」を作成し、2004 年 8 月 6 日の常務理事会において提案した（提案した内容そのものは別紙 1 参照）
- 認定制度を 2006 年度に発足するためのスケジュールを提示した（第 1 図参照）
- 図書館での在職期間等の算定に当たって、新たに女性の就業等に以下のように配慮するよう検討した
 - 出産あるいは育児のための休業、その他で合理的な理由があると認められた休業については、特別な配慮を行うものとする
 - 更新期間についても、同様に考慮する
- 第二次報告に対して寄せられたパブリックコメントについて回答を行った（別紙 2 参

照)

- 各地域の研修の実態を把握するとともに改善に資するように「都道府県職員のための図書館研修セミナー」(2004年7月16日(金)日本図書館協会会館研修室)を開催した(広報に使用したパンフレットは、別紙3の通り。なおこの内容に沿ってセミナーは実施された)

なお、「上級司書」の名称が妥当と検討チームは判断するが、実施にあたっての呼称は協会の総意に委ねる。

3. 上級司書(仮称)認定事業準備室について

検討チーム(第三次)(以下、単に検討チームとする)では、2005年度の制度開始を目指し、別紙1のような具体的な実施案「上級司書(仮称)認定事業準備室の設置について(案)」を作成し、2004年8月6日の常務理事会において提案した。この目的は別紙1にある通り、

- 2005年度の本格実施に向けて円滑な事業運営を図るため
- 会員に対する広報公聴機能を充実させるため
- 提案されている制度の不備を解消し、詳細設計を行うため
- 認定事務作業量の実際を多少なりとも予測するため

といったことを目的として、事業実施の準備作業とともに予備審査を行うことを意図している。これは、事業実施が持つ重要性や負担を考慮して、小規模な予備審査を行うことで最終的な事業実施の判断材料とするためであった。

その後、この件は、10月5日、11月2日、12月2日の常務理事会で協議事項の議題に上がっている。その間の常務理事会での協議の経過は以下のとおりである。

8月：協会財政や事務局態勢との関連も踏まえて実施についての検討を重ねる

10月：本年度の財政状況、事務局職員の不補充のなかで、新たに長期に継続して行う事業については慎重にならざるを得ないので、来年度中の実施を図る方向で検討/早期実施を図るよう事務局で検討

11月：実施のための態勢等について事務局長、担当常務理事、図書館経営委員会担当常務理事と相談することを確認

12月：「上級司書(仮称)審査準備室」の今年度設置は断念し、事務局整備を図ったうえ、来年度早期設置を検討することを確認

結果として、2004年度は「準備室」の設置を始めとする具体的な準備事業の実施には至らず、当初の目標に設定していた「2005年度からの認定制度発足・事業実施」も先送りにせざるを得なかった。

なお、検討チームとしては、最終的な事業実施の判断材料には机上の議論だけではなく、ある程度小規模な形での実証作業の実施とその結果が必要であると判断し、別紙1と同様の提案を改めて行いたい。

4. 認定事業発足までのタイムスケジュール

2006年度に事業実施を開始する場合には以下のスケジュールが妥当であると考える。

第1図 2006年度実施に向けたスケジュール

		協会行事	上級司書(仮称)認定事業スケジュール
2005年	4月		第4次検討チーム設置
	5月	総会(「専門職認定制度特別検討チーム(第3次)報告」報告)	
	6月		「上級司書(仮称)認定事業準備室」設置
	7月	↑ 中堅職員ステップアップ研修(2) ↓	普及イベント開催
	8月		
	9月		後期 修了
	10月	全国図書館大会(制度説明)	予備審査 ↓ 制度設計の 見直し・修正
	11月		
	12月		
2006年	1月	常務理事会へ報告・承認	↓
	2月	理事会へ専門職員認定制度最終案提示	
	3月	評議員会へ専門職員認定制度最終案提示	
	4月		
	5月	理事会・評議員会・総会(実施正式決定・定款等改訂)	
	6月		
	7月		↑ 募集 ↓
	8月		
	9月		
	10月	全国図書館大会	↑ 審査 ↓
	11月		
	12月		
2007年	1月		認定者発表
	2月		
	3月		認定証交付

5. 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム(第二次)報告に関するパブリックコメント

検討チームでは、専門性を認定する新しい制度の 2005 年度発足を目標として検討を重ねてきたことから、第一次検討チーム(2002.10~2003.3)の報告(『日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム(報告)』2003.2.24)及び第二次検討チーム(2003.9~2003.12)の報告(『日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム(第二次)報告』2004.2.3)について日本図書館協会のホームページにて意見を募った。その結果、締切日(2004.4.30)までにいただいた3件の意見をパブリックコメントとした。回答に当たっては、検討チームで意見を要約し、採否に当たっての審議内容を付すとともに、それぞれの意見と回答を報告書の項目に沿う形でまとめて排列し、参照しやすくした。

この「パブリックコメントへの回答」は、別紙2に掲載した。寄せられたご意見は、全般、制度を設ける目的と意義、認定の対象者、第二次検討チームの議論の枠組み、上級司書のあるべき姿、研修の受講とポイント化、その他、制度上の具体的な指摘から司書職制度や司書の養成のあり方まで多岐にわたった。なお、今回、検討チームに課せられた範囲を超えるものについては、意見を参考扱いとした。

パブリックコメントは、この制度の具体的な案が見えてきたことで、関心が徐々に高まり、出てくるようになったと考えられる。

認定の対象者については、『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)』(平成8年4月24日、生涯学習審議会社会教育分科審議会)に基づき、司書を対象とするのか、あるいは、非公務員職員や非正規職員といった多様な雇用形態の実態を勘案し、対象を広げるかどうかで両論があり、検討チームでは、「図書館経営の中核を担」えるかどうかを基準とした。

また、平成16年7月23日に文部科学省から、指定管理者制度を活用する公立図書館の指定管理者に館長や専門職員等の業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えているとの回答が出されたことも影響して、司書を対象とすることにした

さらに、生涯学習社会にあって他の職種における資格・認定制度の動向や、司書の資格・認定制度・図書館情報学教育の国際的な動向を参考に、わが国の図書館サービスの質的な向上を図り、中核的な役割を持つ司書の社会的な認知の向上をめざすこの制度の持つ意味や在り方を考察すれば、図書館界における一層の理解と、建設的な議論や関心の高まりが、期待される状況にある。

上級司書（仮称）認定事業準備室の設置について（案）

日本図書館協会（以下、「協会」とする。）が、2004年度の重点課題の一つとして挙げた「専門職員認定事業の2005年度実施」に向けて、事業実施準備を担う「上級司書（仮称）認定事業準備室」の発足を提案する。

1. 名称 「上級司書（仮称）認定事業準備室」（以下、「準備室」とする。）

2. 目的

- (1) 2005年度の本格実施に向けて円滑な事業運営を図るため。
- (2) 会員に対する広報公聴機能を充実させるため。
- (3) 提案されている制度の不備を解消し、詳細設計を行うため。
- (4) 認定事務作業量の実際を多少なりとも予測するため。

3. 構成

- (1) 準備室長 準備室の業務全体を統括する。協会常務理事から1名を充てる。（図書館経営委員長が望ましい）
- (2) 予備審査会（5名）
 - * 協会事務局長、公共図書館職員（2名／司書有資格館長が望ましい）、有識者（2名）の計5名で構成する。うち1名は準備室長とする。
 - * 2005年度の認定事業開始時には「上級司書審査会」として機能する。
 - * 準備室の段階では、認定事業のシミュレーションを行いつつ、事業実施機関としての立場で検討チーム報告や作業グループから上げられる提案を見直し、必要に応じて各グループに検討や作業を指示する。
- (3) 審査実務グループ（2～3名）
 - おおよそ以下の二つの事項に係る認定上の実務的な詳細について検討する。
 - (a) ポイント 申請・更新に必要なポイント数の精査
 - (b) 要件審査 論文、実務経験等の判断基準
- (4) 広報・相談業務グループ（2～3名）
 - 認定制度（事業）の紹介・周知と外部からの問合せに対応する。
- (5) 文書・規程グループ（2～3名）
 - 認定事業実施のために必要な定款改定、文書整備、規程類起草・改正を行う。

4. その他

- (1) 準備室担当者として協会事務局職員1名以上を置く。
- (2) 専門職員認定制度特別検討チーム（第三次）メンバーは準備室メンバーとして参加する。
- (3) 各作業グループでの作業能率を上げるため、現行の検討チームメンバー（第三次）の増員（2～3名）を図る必要がある。

パブリックコメントへの回答

2004.10.22

日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム

標記チームの第一次検討チーム(2002.10～2003.3)報告及び第二次検討チーム(2003.9～2003.12)報告について、日本図書館協会(以下、「協会」という。)のホームページにてご意見を募りました。その結果、締切日(2004.4.30)までに3件のご意見をいただきました。貴重なご意見をありがとうございました。この3件を公式な形でいただいた意見とし、「パブリックコメント(以下、「ご意見」という。)」とします。

本稿は、ご意見を要約し、採否に当たっての審議内容を付し、回答するものです。それぞれのご意見と回答は、報告書の項目に沿う形でまとめ、排列していますので、報告書も併せてご参照ください。

なお、お寄せいただきました方の氏名等につきましては、匿名とさせていただきます。

全般に関して

ご意見: 全国図書館大会、図書館協会年次総会などにおいてしっかり現場職員も含めて議論する必要がないでしょうか。

ご意見: 具体的な議論の場の設定やより広い現場の図書館員や司書たちによる検討・議論がもう少し必要だと考えます。

回答: 専門職員認定については、2004年度事業計画における重点課題の一つとして協会の評議員会や定期総会において活発に議論されています。同様に2004年度の全国図書館大会(10月27日～10月29日)において議論を行う予定です。

また、図書館職員研修プログラムの企画方法や専門職員認定制度についての理解を深めるため、7月16日(金)に「都道府県職員のための図書館研修セミナー」を協会にて開催しました。

さらに、『図書館雑誌』2004年9月号において専門職員認定制度の概要を特別企画として紹介していますので、この制度につきましてご理解を深めていただくとともに、建設的な議論を期待いたします。

「第一次検討チームによる報告」又は「1. 制度の概要(第一次報告書要約)」に関して

「1)制度を設ける目的と意義」に関して

ご意見: 多数の司書資格取得者に対して司書職につく者の数がきわめて少ない状況であるにもかかわらず、上級司書は、司書職、司書資格の社会的な地位上昇等に本当に貢献できるでしょうか。スキル、行動力、交渉力を持った上級司書を認定し、具体的な行動を起こしうる起爆剤になれるでしょうか。

回答: 少しでも司書の社会的認知への向上の可能性が高い司書を認定するため、論文の執筆や一定程度の研修の受講等を要件としました。つまり、対社会的なアピールの能力や本人の研鑽努力について、要件の一部としているわけです。

しかし、これだけで十分というわけでもないでしょう。ご指摘の点は、むしろ、認定後の上級司書集団の活動と彼らを支える協会の組織的な取組に関わると思われます。こうし

たフォローアップの具体的方法については、認定制度の実施とともに協会全体の取組として検討してまいりたいと考えます。

「2)認定の対象者」に関して

ご意見: 公務員の公共図書館員のみを対象としています。非公務員も対象とすべきではないでしょうか。

回答: 図書館経営とは、資料の利用相談、蔵書構築をはじめとする専門的業務の高度で実践的な経験を踏まえつつ、長期的な図書館サービスの普及に向け意思決定がなされることで実現します。こうした「図書館経営の中核を担う」には、図書館職員の自律的・主体的な関与が必要です。しかし、これらの活動は、業務委託された図書館の非公務員型職員の実態には一般に見受けられないものです。また、非正規という不安定な身分の職員にとっては、困難であるといわざるをえません。以上の観点から非公務員及び非正規職員については、当面、認定の対象外とすることにいたしました。

ご意見: 司書職においては、公共、大学、学校、専門等の、あるいは各 Subject によって集団がありますが、今回のようにまず公共だけという姿勢は、他館種の司書の共感も得られないのでしょうか。公共図書館において職務に従事している職員（常勤、非常勤、ボランティア等）からの共感すら得られないのではないのでしょうか。

回答: 『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』（平成 8 年 4 月 24 日、生涯学習審議会社会教育分科審議会）において図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員である司書が、職務経験、研修等を積むことにより、図書館の専門的業務について、高度で実践的な専門性を評価する名称付与制度を設けることも有意義と考えられるとしています。法律で定められている司書制度、具体的な方向性の提示といった前提をもとに検討していった結果、まず公立図書館の司書を対象にした制度が具体的にになりました。

同時に、この種の認定制度の発足に当たっては、資格要件の設定、審査基準の作成、現職者研修の改善といった膨大な作業量が予想されます。このような想定に加え、ある程度の数の認定対象者が見込まれることから、公立図書館を対象に導入をすることとしました。

検討チームでは他館種等の問題の重要性についても第一次検討チームの報告書の別紙という形で指摘を行っています。個々のサービス（児童サービス、ハンディキャップサービス等）に関わる専門性、あるいは公立図書館以外の館種に対応した専門性の認定制度についても今後の検討課題と考えています。

次に、非正規職員を認定の対象者に含むかどうかについてですが、前の質問でも説明しましたとおり、図書館経営とは、資料の利用相談、蔵書構築をはじめとする専門的業務の高度で実践的な経験を踏まえつつ、長期的な図書館サービスの普及に向け意思決定がなされることで実現します。こうした「図書館経営の中核を担う」には、図書館職員の自律的・主体的な関与が必要です。しかし、これらの活動は、非正規という不安定な身分の職員にとっては、困難であるといわざるをえません。以上の観点から非正規職員については、当面、認定の対象外とすることにいたしました。

「3)認定の方法や指標について」、「4)認定団体」、「5)実施組織」、「6)具体的な名称」、「7)被認定者に与えられる特典と義務」、「8)経費と収入」、「9)制度の導入時期」、「10)認定の頻度」についてのご意見はありませんでした。

「2. 第二次検討チームの議論の枠組み」に関して

ご意見: この制度の大枠がとてもわかりづらいので、協会が、今後、どのような方針でこの制度を進めていくのか提示してほしい。公共図書館員に限定した今回の取組の今後の具体的な展開が明らかになっていません。例えば、公共図書館員の上級司書をつくり、専門図書館の上級司書をといった全体像の青写真をきちんと提示すべきです。

回答: まず、公立図書館の司書を対象に制度を構築することとし、制度を構築しながら、将来、個々のサービスや他館種の専門性の認定制度についても今後、どのようにしていくかについて検討していきたいと考えています。

なお、前の質問の回答でも部分的に説明しましたので、ご覧ください。

ご意見: このような取組みの参考にしたと思われる西欧の最近の司書職制度について『図書館雑誌』に連載を掲載するなどして、図書館員の興味を喚起する必要はないでしょうか。先行事例等を具体的に明示することによって構成員に目的への求心力を喚起する内容になっていません。

回答: 海外の資格の状況は次のとおりです。

- ・ 韓国：3つのグレードからなります。準司書（短期大学卒業等レベル）、2級正司書（大学卒業、大学院修士課程学位取得等レベル）、1級正司書（博士学位等レベル）で、基本的に学位に対応していますが、図書館等勤務経歴も評価されることがあります。
- ・ ドイツ：中級職、上級職、高等職があります。専門学校での職業教育、大学での「上級職」司書教育（ディプローム 学位）、「高等職」司書教育（修士号、博士号）に、バッチェラーとマスターが導入されようとしています。
- ・ イギリス：図書館情報専門職協会（C I L I P）のうちチャーター会員（Chartered Member）（正会員〔Member〕と特別会員〔Fellow〕）といったところに属します。チャーター会員は、チャーター会員とアソシエイト会員の投票により、一定の条件を満たし、会員候補として登録したアソシエイト会員の中から選ばれます。入ること自体がステイタスと言われています。
- ・ アメリカ、カナダ：資格はありません。アメリカ図書館協会やカナダ図書館協会に認定された図書館情報学の大学院レベルのプロフェッショナルスクール（修士課程）が中心となっています。
- ・ フランス：国立高等情報科学図書館学校（E n s s i b）が、図書館上級司書免許（D C B）の資格取得を目的とした図書館管理職養成のための教育を行っています。

* 『高度な専門性を評価する名称の付与制度の検討について(報告)』p6

* 「韓国文献情報学教育の現状と問題点」(チェ・ソクドゥ、ソル・ムンウォン)『情報の科学と技術』52(7)(2002) p370-376

* CA1505「図書館員教育の国際動向 2 ドイツの図書館学教育改革」(三浦太郎[著])『カレントアウェアネス』no.277(2003.9) p13-15

* 「ドイツの司書教育の現在：2010年へ向けた日程表」(ウテ・クラウス=ライヒェルト[著] 吉次基宣訳)『図書館雑誌』vol.98 no.8(2004.8)

* CA1491「英国のC I L I Pの活動 LAとI I S - の統合」(須賀千絵[著])『カレントアウェアネス』no.276(2003.6) p2

* 「北米の図書館情報学教育の現況」(酒井由紀子[著])『情報の科学と技術』52(7)(2002) p354-363

* CA1505「図書館員教育の国際動向 3 フランスにおける司書教育のあり方をめぐって—DCBの評価—」(山形八千代[著])『カレントアウェアネス』no.277(2003.9)p15-16

「2 a . 上級司書のあるべき姿」に関して

ご意見: 「図書館の外部との交渉能力」が含まれ、認定の審査の際にも「所属する公共団体の首長部局、各種行政委員会と交渉できる人物であるか」が含まれていることから、上級司書＝高度な専門的能力というより上級司書＝管理職としての適性を持つ者との印象を持ちますが、他の業種で上級専門職という場合に、管理的能力の有無が資格認定に際して重視されるのでしょうか。

回答: 上級司書は「図書館の経営の中核を担う」司書を認定することを目指しています。そのため経営には不可欠な管理的能力を重視しました。

このように管理的能力を認定の際に重視する資格の例には「認定看護管理者制度」があります。これは日本看護協会が定めるもので、臨床現場で看護管理を行う師長や看護部長に必要とされる管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められる看護師に「認定看護管理者」の資格を与えるものです。

「2 d . 研修の受講とポイント化」に関して

ご意見: 通常、上級資格とそれより下のレベルの資格とは、教育歴により区分されること場合が多い。今回の提案は、経験と実績によって上級資格を認定していますが、司書有資格者の受けた教育レベルも短大と大学院とでは歴然とした差異があり、習得した教育レベルで決まる方式と経験や実績による認定方式とを併用すべきだと思います。例えば、図書館情報学修士号を取得して図書館に入ってきた人は、そうでない人より短い実務経験で認定されるというように、教育歴が認定のプロセスにおいて適切に反映されるようにすべきです。

回答: 「大学院における図書館情報学関連の単位・学位の取得」は、一般に各種の研修の受講と同等以上のものと考えられており、上級司書審査会が内容に応じその程度をポイント(+1～+20)として認定することとしました。カリキュラム認定された教育の習得による特別の措置などについては、今後の課題として検討していきたいと考えています。

「2 b . 協会の研修事業との関連」、「2 c . 地方在住者への配慮」、「2 e . 課題小論文の導入」、3 . 上級司書審査会、4 . 更新制度、5 . 実施のための経費および申請手続き料の概算、制度発足までのスケジュール、制度発足当初の経過措置についてのご意見はありませんでした。

その他

ご意見: 司書講習や司書講座の改革（改廃）の方に早急に手をつけるべきです。

回答: 現行の司書講習や司書課程によって資格付与される司書の人数と資質に問題があるのではないかとの指摘は、従前よりなされてきたところです。しかし、こうした講習や大学・短大の課程が図書館法に依拠しているものである限り、そこで資格付与された司書は法定認知されていることとなります。したがって、司書課程や講座の改革を行いますと、法定されている司書有資格者を必然的に差別化することにつながります。法改正を前提とするのであれば、この種の改革もあり得ると考えますが、そうでなければ現行法規を否定するような取組は協会にふさわしくないのではないのでしょうか？

そのため 現段階での協会の取組としては 平成 8 年の生涯学習審議会の報告を受けて、まずは「高度な専門性を評価する名称の付与制度」の実現を優先している次第です。ご理解願いたいと存じます。

ご意見: 専門性を保持するために、もっとアクティブに業界全体の雇用運営を再考すべきです。

回 答: 本検討チームの課題の範囲を越えますので、今回の報告書の中には具体的に盛り込みませんでした。協会の制度づくりと合わせて取り組まなければならない重要な課題であると認識しています。

制度発足後は、協会が各自治体から図書館づくりや経営について相談を受けた場合、「上級司書」に認定された職員を、「真に図書館経営の中核を担える人物」として推薦できるようになると良い、という話も検討の過程では出ました。そのためには、単に制度をつくり、一部の図書館員の能力を認定するだけでなく、司書全体の専門的能力と図書館で働く者の社会的地位の向上を図らなければならないのは言うまでもありません。

以上、お寄せいただいたご意見は、制度上の具体的なご指摘から司書職制度そのものや司書の養成のあり方まで多岐にわたりました。

なお、今回、検討チームに課せられた範囲を超えるものにつきましては、ご意見を参考とさせていただきます。ただ、扱いといたしました。

最後に、貴重なご意見をいただきました諸氏にあらためてお礼申し上げます。

「都道府県職員のための図書館研修セミナー」

地方自治体の財政難や情報化の進展により図書館業務のあり方も大きく変容しようとしています。それに伴って、図書館職員の研修および再教育の必要性が増していますが、現行の各種の研修は必ずしも環境の変化に適切に対応したものとはなっていません。

その一方で、日本図書館協会では「司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度」（仮称：上級司書制度）の検討が進められ、2005年度の実施がめざされています。（<http://www.soc.nii.ac.jp/jla/keiei/20040331.pdf>参照）この制度では、「中堅職員ステップアップ研修」（日図協主催）をはじめとする各種の研修の受講が名称付与の要件になっています。

そこで、都道府県職員（都道府県立図書館および都道府県教育委員会の研修事業担当者、なお政令指定市を含みます）を対象に、表記のセミナーを開催します。このセミナーは、図書館職員研修プログラムの企画方法や上級司書の認定制度について理解を深め、図書館研修の充実と司書の資質向上を図ることを目的とするものです。

主催：日本図書館協会（企画担当：図書館経営委員会、図書館学教育部会）

日時：2004年7月16日（金）午前10時30分～午後4時50分

会場：日本図書館協会会館2階研修室（東京・茅場町）

内容：第1部 変革期の図書館を支える司書の研修と認定制度

10:30～45 文部科学省挨拶（生涯学習政策局社会教育課）

10:45～11:15 講演「変革期の公共図書館と司書のグレード制」(図書館学教育部会長 糸賀雅児)

11:15～45 報告「高度な専門性を有する司書の認定制度案」(認定制度特別検討チーム委員 大谷康晴)

11:45～12:00 質疑

第2部 図書館職員研修プログラムの実際

13:00～20 事例報告 中堅職員ステップアップ研修（研修事業委員会）

13:20～40 事例報告 文科省地区別研修の企画（大阪府の場合）

13:40～14:00 事例報告 図書館職員研修の体系（静岡県の場合）

14:00～14:20 資料紹介 児童図書館員養成講座（日本図書館協会）

図書館司書専門講座（国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）

図書館専門研修（東京都特別区職員研修所）

14:20～45 質疑とワークショップの手順説明

14:45～15:00 休憩および移動

15:00～16:00 ワークショップ「わが県の図書館職員研修プログラム」(各グループ)

16:00～16:45 各グループの発表と質疑、講評

16:50 閉会挨拶

受講料：3000円